

愛媛県保育協議会 会員施設長 様

愛媛県保育協議会  
会長 合 田 史 宣  
(会長印省略)

### 令和2年度児童票の販売について

本会では、標記児童票を下記のとおり発行・販売することとなりましたので、購入をご希望の場合は、下記のとおりお申込みください。

なお、消費税増税の影響に伴い、令和2年度より販売単価を値上げさせていただいておりますことを申し添えます。

#### 記

- 1 送付物  
令和2年度児童票申込書（Excelデータ）
- 2 販売価格  
110円（税込）／1冊  
※1送付先につき、50冊以上から注文を受け付けます。  
※50冊未満の場合は、複数施設でまとめてお申込みください。
- 3 申込方法  
別添「申込書」に必要事項をご記入の上、2月26日（水）までに貴支部担当理事へメールでお申込みください。（※締切日厳守）
- 4 納品・請求・支払
  - (1) 児童票は3月31日（火）までに、印刷業者から直接、申込書内「一括送付先」へ納品しますので、貴支部担当者からお受け取りください。
  - (2) 代金の請求は令和2年4月1日以降に行います。
  - (3) 4月1日以降、一括送付先へ「振込用紙」を送付しますので、貴支部担当者からお受け取りください。代金は、振込用紙をご利用の上、県内の伊予銀行窓口でお振込みいただくと、振込手数料無料となります。
- 5 注意事項
  - (1) 本児童票は、愛媛県と協議の上、平成27年度に様式を全面改訂しています。平成28年度以降に入所した児童の記録には、必ず新様式の本児童票をご使用ください。旧様式の児童票を使用した場合、行政監査等において様式不備等の指摘対象となることがありますので、ご注意ください。
  - (2) 途中入所等を考慮し、年間使用予定数の見通しを立てた上で、年度途中で不足することがないように、必要かつ十分な冊数をお申込みください。
  - (3) 本受注期間外に販売希望があった場合、事務局の在庫状況により、販売をお断りすることがありますのでご注意ください。
  - (4) 本受注期間外に購入する場合は、別途送料が必要となり、送料着払いで送付しますので、あらかじめご承知おきください。
  - (5) 本会が作成する児童票の無断複製・転用を禁止します。
- 6 事務局  
愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課内（担当：八木・友澤）  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階  
TEL 089-921-8566 / FAX 089-921-3398  
Eメール jimukyoku@ehime-hoiku.jp / URL <http://www.ehime-hoiku.jp/>